

貯金口座を開設するご利用者さまへ



近年、貯金口座の不正利用が大きな社会問題となっており、当組合では、金融犯罪を未然に防止するため、口座開設受付時に以下の取り組みを実施しています。

ご利用者さまにはご不便をおかけしますが、なにとぞご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

《 口座のご利用目的をお伺いしています。 》

開設する口座のご利用目的やお客さまの職業・業種等をお伺いしています。

その際には関連する書類等の提出をお願いし、ご利用目的によってはお勤め先や登録電話へ確認させていただくことがございます。ご利用目的によっては、口座開設をお断りすることがございます。また、口座開設後にご利用目的とは大きく異なる取引をされた場合等はJ Aの判断により口座のご利用を停止または解約させていただくこともございます。

《 口座開設は最寄りの支店にてお手続きください。 》

口座開設のお手続きは、ご自宅のお近くの支店にてお願いします。

ご自宅の近くの支店以外での口座開設をご希望の場合はご利用目的等をお伺いし、お断りすることがございます。

※口座開設後に、当組合管轄外へお引越された際は、原則として貯金口座の解約をお願いしております。

《 当組合管轄外にお住まいの方の口座開設について 》

当組合の管轄（昭島市・国立市・立川市・東大和市・武蔵村山市）以外にお住まいの方の場合には、口座開設を原則としてお断りさせていただきます。

《 ご本人さま確認書類は、顔写真付のものをご用意ください。 》

「犯罪収益移転防止法」に基づき、ご本人さまであることを確認させていただいております。

運転免許証・個人番号カード（マイナンバーカード）などの顔写真付の書類の原本をご用意ください。

※顔写真付の確認書類をご用意できない方は、事前に支店までお問合せ下さい。

《 お一人さまにつき1口座のご利用をお願いしています。 》

生活用口座（普通・総合）についてはお一人様1口座をお願いしております。

《 18歳未満の方は、原則として親権者または未成年後見人とのお取引をお願いしております。 》

《 他人に利用させるための口座開設や開設した口座の譲渡は禁止されています。 》

口座の売買・譲渡・譲受は、有償・無償を問わず法律により処罰の対象となります。

また、将来にわたって当組合に限らず金融機関で口座開設ができなくなるおそれがありますのでご注意ください。

《 口座開設をお断りすることがございます 》

在留期間が短い（一年以内）外国人の方、口座開設する目的の確認ができない方、その他不審な点がある等、総合的な判断によりお断りすることがございます。

J A 東京みどり